

J-PARC ハドロンホールユーザー会 暫定選挙細則

第1条 (目的)

この暫定選挙細則は、2007年3月25日に設立されたJ-PARC ハドロンホールユーザー会（以下HUA）の第1期の幹事5名を選挙するために定める。

第2条 (選挙権および被選挙権)

HUA会則の付則にあるように、2007年4月20日現在の会員名簿に掲載されている会員が、選挙権および被選挙権を持つものとする。

第3条 (選挙管理委員会)

HUAに選挙管理委員会を置く。この暫定選挙細則に基づく第1期の幹事5名の選挙については、以下の高エネルギー加速器研究機構所属の9名の者をもって選挙管理委員会を構成する：家入正治、今里純、小松原健、齊藤直人、澤田真也、高橋俊行、田中万博、永江知文、野海博之。

第4条 (推薦)

HUA会員から幹事候補者の推薦を受け付ける。選挙管理委員会はHUA会員に期日を設けて幹事候補者の推薦を呼びかけ、推薦された幹事候補者を会員に周知する。

第5条 (投票)

投票に際しては、選挙管理委員会から配布された投票用紙を用いることとし、投票用紙に候補者の氏名を記入するものとする。氏名の一部のみが記された投票、あるいは、氏名の一部または全部が会員名簿に記された氏名と異なる場合、その他投票に関して疑義がある場合には、選挙管理委員会が合理的に判断して、その投票の有効性を判断することとする。

第6条 (連記投票)

投票に際しては、3名まで連記して投票することができる。ただし、3名に満たない候補者名のみを記した投票も認める。連記して投票された候補者のうち一部のみについて、氏名の一部のみが記されている、あるいは、氏名の一部または全部が会員名簿に記された氏名と異なる、その他の疑義があり選挙管理委員会によって有効な投票ではないと判断されるときには、連記して投票された候補者のうちその候補者についてのみ投票を無効とし、それ以外の疑義のない候補者については有効な投票として扱う。

第7条 (投票用紙の送付方法)

HUA会員は、候補者の氏名を記入した投票用紙を小封筒（これには氏名・所属は未記入）に入れ、さらに各自適当な封筒に入れ、それに投票者の所属・氏名を記入する。この署名がない場合には、記入されたすべての候補者について投票を無効とする。HUA会員は、このように措置した投票用紙を、選挙管理委員会宛送付する。

第8条 (投票期限)

投票の期限は別途選挙管理委員会が定める。この期限までに選挙管理委員会に届いたもの

を開票の対象とする。

第 9 条（開票）

選挙管理委員会は、投票期限後速やかに投票を開票する。

第 10 条（当選者の認定および告知）

選挙管理委員会は、開票の結果得票数の上位から 5 名を当選者と認定する。獲得投票数が同数の場合には同数のものをすべて同位とし、上位から順に当選者を認定し、当選者数が 5 名を越える順位のものまでを当選者と認定する。選挙管理委員会は、認定した当選者および次点者を、HUA 会員に告知する。

第 11 条（辞退）

選挙管理委員会によって告知された当選者が、やむをえない事情により幹事への就任を辞退したいときには、速やかに選挙管理委員会にその理由とともに辞退の希望を伝えることとする。選挙管理委員会は、その理由がやむをえないと認められるときにはその者の辞退を認め、次点者の繰り上がり当選を認定する。ただし、前条において、同位の者があるために 5 名を超えて当選者を認定したときには、辞退の結果当選者数が 5 名より少なくなるまでは次点者の繰り上がり当選を行わない。

第 12 条（疑義）

選挙管理委員会は、この暫定選挙細則に定めがないこと、あるいは、暫定選挙細則に関して疑義がある場合には、合理的に判断して選挙事務を執り行うこととする。

付則

1. この暫定選挙細則は 2007 年 4 月 20 日より施行する。
2. 幹事候補者の推薦期限は 2007 年 4 月 25 日とする。
3. 投票期限は 2007 年 5 月 15 日とする。